

【科目情報】

授業コード	1FCB401010	科目ナンバリング	FCALAW82001-J1
授業科目名	法曹倫理		
担当教員氏名	原田 裕彦		
開講年度・学期	2022年度前期	曜日・時限	火曜1限
授業形態	講義		
単位数	2単位		

【シラバス情報】

授業概要	<p>法曹の活動が社会的注目を浴びその社会的影響力が大きくなっている現状を踏まえて、裁判官、検察官、弁護士の各法曹について、それぞれの立場からの倫理を検討する。</p> <p>弁護士倫理については、弁護士倫理の基本的事項である、守秘義務、事件受任の際の倫理、利益相反、双方代理、真実義務、事件継続中の報告及び説明、和解などの事件の決定権、弁護士の綱紀・懲戒手続の仕組み等について、弁護士職務基本規程を中心に、検討する。</p> <p>最後に、法曹三者に共通する倫理があるか否かについての考察をする。</p>
到達目標	<p>弁護士職務基本規定を中心とする弁護士倫理、裁判官及び検察官倫理の学習を通じて、法曹倫理の基礎的事項を説明できるようになっていることが本講の到達目標である。</p>

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	<p>第1回 法曹の使命・役割と職業倫理（コアカリキュラム第1章および2-1、以下括弧内はコアカリキュラム該当箇所を示す。）、 弁護士法による懲戒手続</p> <p>法曹の使命・役割と職業倫理について。弁護士法による懲戒事由及び懲戒手続の仕組みについて検討をする。懲戒請求者の異議の申出、綱紀審査会による綱紀審査、日弁連懲戒委員会による異議の審査など。</p>	
第2回	<p>第2回 弁護士の守秘義務について（2-1-3）</p> <p>弁護士の仕事にとって秘密保持は何故必要か、秘密とは何をいうのか、秘密の開示が認められるのはどのような場合か、レーク・プレザント事件、法廷で無罪を主張している被告人が密かに有罪を告白した場合、証言拒絶権が保証されているのにその権利を行使しなかった場合、ゲートキーパー問題、共同事務所における守秘義務について検討する。</p>	

<p>第3回</p>	<p>第3回 弁護士の事件受任について（2-2-1および2）</p> <p>弁護士は事件の依頼を受けたときにどのようなことを説明しなければならないか。受任を拒否できるのはどのような場合か（暴力団の構成員、不人気な宗教団体など）。見込みのない事件（請求が認められないもの、立証資料のないもの）の依頼についてどう対応するか。経験も知識もない事件の依頼があった場合（医療過誤、証券取引）に受任していいか。受任の際の説明義務、委任契約書の作成、有利な結果の請負の禁止（消費者契約法における断定的判断の提供となるか）について検討する。</p>	
<p>第4回</p>	<p>第4回 利益相反、双方代理について（2-1-2）</p> <p>弁護士が職務を行い得ない事件としてはどのようなものがあるか、弁護士法25条、弁護士職務基本規程27条、同28条の利益相反に該当する場合となるのはどのような事例か。</p> <p>利益相反があった場合の訴訟法上の効力について検討する。</p>	
<p>第5回</p>	<p>第5回 事件受任後の弁護士の義務について（2-2-3および4）</p> <p>事件受任後の弁護士と依頼者の関係はどのようなものがあるか。事件の迅速な処理（訴え提起の遅滞と不法行為）、事件の進行についての報告・協議、和解についてはどのようにすればいいか。依頼者の事件についての決定とそれについての弁護士の助言・説明はどのような関係にあるか。依頼者の説得とその限界、辞任が許される場合及び辞任しなければならない場合について検討する。裁判外業務における特有の問題も併せて。</p>	
<p>第6回</p>	<p>第6回 真実義務・誠実義務について（刑事）（2-1-1および4）</p> <p>刑事弁護人の真実義務についてどのように考えたらいいか（否認している被告人から自分は真犯人であることを打ち明けられた場合、自白して有罪であることを認めた被告人から自分は無実であると打ち明けられた場合）、民事事件における誠実義務の根拠、誠実義務の内容について検討する。</p>	

第7回	<p>第7回 真実義務・誠実義務（民事）（2-1-1および4）</p> <p>依頼者が違法な行為をしようとした場合の対応についてどのようにすればよいのか。訴訟の引延ばしが許されるか。証人に対するコーチがどの程度に許されるかなどについて検討する。</p>	
第8回	<p>第8回 刑事弁護人に特有な義務（2-5-1および2）、被害者及び第三者との関係（2-5-3）</p> <p>被告人が無罪を主張している場合に、弁護人として、「控訴理由はない」「量刑不当」の控訴理由書を提出できるか。国選弁護人の義務について検討する。弁護士として犯罪の被害者に関わる諸態様についても併せて検討する。</p>	
第9回	<p>第9回 弁護士報酬および依頼者との金銭関係について（2-7-2）</p> <p>弁護士報酬の基準と懲戒事例についての検討をする。依頼者との金銭貸借、手形を保証し、又は手形に裏書をなすこと、依頼者に対し債務負担行為をなすこと、例えば支払保証や履行引受、民事執行法や民事保全法に基づく担保供与者となること、依頼者についての身元保証人となること、被告人の保釈保証人となることなどの依頼者との金銭関係について検討する。</p>	
第10回	<p>第10回 組織内弁護士、共同事務所の弁護士間の諸問題（2-6）</p> <p>組織内弁護士とは何か。組織内弁護士の独立性とはどのような場合に問題となるのか。共同事務所内における弁護士相互の規律はいかにあるべきか検討する。</p>	
第11回	<p>第11回 他の弁護士及び相手方との関係における規律（2-3および4）</p> <p>他の弁護士への批判と誹謗・中傷、弁護士に依頼している相手方との交渉、弁護士に依頼していない相手方との交渉、他の弁護士との関係でのその他の規律について検討する。</p>	
第12回	<p>第12回 経営者としての弁護士（2-7-1、2-7-3～5）</p> <p>経営者としての弁護士、社会的責任、広告活動、兼業、業態を検討する。</p>	

第13回	第13回 弁護士の公共的責任（2－8）および弁護士自治（2－9） 弁護士の公共的責任、弁護士自治の歴史的意義及び弁護士自治の現代的意義について検討する。	
第14回	第14回 検察官の倫理について（第4章） 被疑者取り調べ等の犯罪捜査方法、公判での法廷活動などにおける検察官として遵守すべき事項について検討し、併せて刑事被告人からの利益の供与などについて、国家公務員としての立場からの倫理も事例に則して検討する。裁判員制度の発足にともなう刑事裁判における検察官の役割にも言及する。	
第15回	第15回 裁判官の倫理について（第3章） 裁判官の倫理については、裁判所法49条（職務を怠り、品位を辱める行為）、52条2項（政治活動の禁止）について、最近の事例から、裁判官が置かれている裁判所の現状を踏まえてどのように評価できるのかを検討する。政治活動については、青法協問題、宮本再任拒否、寺西事件などの問題についても触れる。	
第16回	期末試験	

事前・事後学習の内容	授業では、弁護士の倫理を重点的に取り上げて、事例に則して討論する方法を採用して行う。報告者を決め、事前に提出された報告を各人が読み検討してきたことを前提に、授業中に討論を行い全員で検討するような授業形式で行うようにするので、それに対応できるようしっかりと予習されたい。 法曹倫理では、杓子定規な解釈ではなく、センスが問われるので、そのセンスを磨くべく、授業中で討論した問題について反芻して復習されたい。
------------	--

成績評価方法	絶対評価 講義における報告（15%）、提出するレポート（15%）、学期末試験（70%）を総合評価する。法曹倫理の基礎的事項を説明できるようになっていることが評価される。
履修上の注意	報告及びレポートは、文献を調査した上で作成し、文献を参照した箇所には、脚注をつけて出典を示すこと。
教科書	塚原英治・宮川光治・宮澤節生編『プロブレムブック法曹の倫理と責任』（人文社、第2版、2007年） 日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編『解説職務基本規定』（日本弁護士連合会、第3版、2018年）（同書は一般の書店で売っていませんので、日本弁護士連合会HPから用紙をダウンロードしファックスで購入申込してください。）。 講義開始までに最新版が出版された場合は最新版を使用する。

<p>参考文献</p>	<p>森際康友編『法曹の倫理（第3版）』（名古屋大学出版会、2019年） 飯村佳夫・清水正憲ほか『弁護士倫理（第2版）』（慈学社Jブックス、2014年） 加藤新太郎著『弁護士役割論（新版）』（弘文堂、2000年） 日本弁護士連合会編『注釈弁護士倫理（補訂版）』（有斐閣、1996年） 日本弁護士連合会編『条解弁護士法（第4版）』（弘文堂、2007年）</p>
<p>その他</p>	